

入札公告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 5 年 1 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部営繕課

契約担当（庶務 G） 係長 山崎 剛 主事 福地 祐亮

電話 029-301-4546

工事担当（建築第一 G） 課長補佐 海老澤 和寿 主任 石橋 拓実

電話 029-301-4556

FAX 029-301-4569

Email: eizen@pref.ibaraki.lg.jp

2 入札対象工事

(1) 工事名

第 05-12-001-6-001 号

県立あすなろの郷セーフティネット本棟新築工事

(2) 工事場所 水戸市杉崎町地内

(3) 工事概要

セーフティネット本棟 R C 造一部 S 造 2 階建 延べ面積 13,195.29 m²

建築工事一式

(4) 工 期

令和 7 年 3 月 15 日限り

(5) 建設工事の種類（業種区分）

建築一式工事

(6) 総合評価方式の適用

本工事は、障害者支援施設及び病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所を新築するものであり、施工の品質・安全確保に相応の技術力を必要とするため、業者の施工実績及び経験等を評価の対象とする。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（すべてを満たすこと）

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格を受けているものであること。
- (2) 構成員数は、3者とする。
- (3) 構成員の出資比率の下限は20%、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成でないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体全ての構成員に必要な資格は次のとおりとする。
 - (ア) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てがされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (オ) 建築一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (カ) 建築一式工事について、契約締結日において、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
 - (キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者（（株）久米設計及び（株）パール総合設計）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
 - (ア) 建築一式工事について、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、1,400点以上の者であること。
 - (イ) 同種又は類似工事のうち、平成14年4月1日から令和4年3月31日の期間に竣工した工事を、元請けとして施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
 - ① 同種工事は、施工に係る部分がRC造（SRC造を含む）又はS造の、病院又は障害者支援施設で延べ面積6,600㎡以上の建築物の建築一式工事（新築、増築又は改築に限る。）とする。
 - ② 類似工事は、施工に係る部分がRC造（SRC造を含む）又はS造で、延べ面積9,900㎡以上の建築物の建築一式工事（新築、増築又は改築に限る。）とする。

※ この公告においては、病院とは医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項の規定によるものをいう。また、障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下、障害者総合支援法という。）第5条第1

1項の規定による施設をいう。

(ウ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士（これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者を含む。）であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 同種又は類似工事のうち、平成14年4月1日から令和4年3月31日の期間に竣工した工事を、元請の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験を有する者であること。
- ④ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- ⑤ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における営業所の専任技術者ではないこと。
- ⑥ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における経營業務の管理責任者ではないこと。
- ⑦ 現在、他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること。
- ⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

（総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する）

(7) 代表構成員以外の構成員（その1）は、次の基準を満たすものであること。

(ア) 建築一式工事について、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、900点以上の者であること。

(イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士（これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者を含む。）であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。

- ④ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における営業所の専任技術者ではないこと。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における経營業務の管理責任者ではないこと。
 - ⑥ 現在、他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (8) 代表構成員以外の構成員（その2）は、次の基準を満たすものであること。
- (ア) 建築一式工事について、令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、700点以上の者であること。
 - (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士（これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者を含む。）又は二級建築士若しくは二級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - ② 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における営業所の専任技術者ではないこと。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時において、建設業許可における経營業務の管理責任者ではないこと。
 - ⑥ 現在、他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日から専任で配置できること。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) インターネットによる方法

インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること（入札情報サービス）。

URL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(2) 閲覧による方法

(ア) 場所：公共事業情報センター

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階

(イ) 期間：令和5年1月23日（月）～令和5年3月13日（月）（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）

(ウ) 時間：午前9時から（水曜日のみ午前10時から）午後4時まで
（正午から午後1時までを除く）

5 特定JVとしての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定JV）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 申請方法

郵送による（書留郵便に限る）。

※やむを得ず持参する場合は担当者の了解を得ること。

(2) 提出先

1の担当部局

(3) 申請期間

令和5年2月6日（月）まで（必着）

(4) 提出書類

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）4部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 4部

(ウ) 配置技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し（監理技術者講習の終了がわかるもの）、雇用関係を証する書類（建国保険被保険者証等） 各1部

(エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通

(オ) 返信用封筒（(ア)、(イ)に掲げる書類各3部を返送するのに必要な切手を貼付すること）

6 競争参加資格確認申請書（入札説明書別記様式第1号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（入札説明書別記様式第2号。以下「資料」という。）の提出期間及び場所等

(1) 提出期間

令和5年2月2日（木）9時00分から

令和5年2月6日（月）16時00分まで（必着）

※休日は提出を受け付けない。

(2) 場所

1の担当部局

(3) 提出方法等

原則、電子入札システムにより申請すること。詳細は入札説明書による。

7 入札手続き等

(1) 入札期間

令和5年3月9日（木）9時00分から

令和5年3月13日（月）16時00分まで（必着）

※休日は入札を受け付けない。

(2) 入札金額

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。また、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする

(3) 入札時の添付書類

(ア) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（入札書の提出と併せて、電子入札システム（※）により提出すること）。

なお、工事費内訳書に法定福利費（「工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額（該当する金額を記入）円」）を必ず記載すること。

※TIFファイル（.tif）に変換して提出する。

(イ) 該当する場合は、(4)の調査票（郵送（書留に限る）等により提出）。

(4) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出

(ア) 入札に際し、7(8)に示す予定価格（税抜）の92%（1万円未満切捨て）未満に相当する額（税抜）で入札しようとする者は、「低入札価格調査制度実施要領」第6条第1項に掲げる①～⑮の各調査票の提出を求める（⑬～⑮の資料の提出は任意）。

(イ) (ア)の場合において、入札に際し一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。

(ウ) (ア)の提出については、原則郵送（書留に限る）により、(5)に示す開札日の前日までに1の担当部局に到着するよう送付すること。

(5) 開札の日時

令和5年3月14日（火）午前10時00分から

(6) 場所（予定）

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県庁入札室2（茨城県庁行政棟1階）

(7) 入札方法

電子入札システムにより、又は郵便により行うものとし、FAX等による入札は認めない（郵便の場合は事前に発注者の承諾を得ること）

(8) 予定価格

4,543,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 入札保証金

免除

(11) 契約保証金

納付。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(12) 調査基準価格

設定する。

(13) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(14) 入札執行の中断、延期、取り止め等

やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。

(15) 落札者の決定方法

次の要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（ウ)に該当する者を除く）。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る）。

(イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 技術提案の評価が不可でないこと。

ただし、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された

調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、上記によらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

- ① 直接工事費は、設計金額の 90%以上であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）
- ② 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の 80%以上であること。
- ③ 現場管理費は、設計金額の 80%以上であること。
- ④ 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の 30%以上であること。

(16) 契約書の要否

要

8 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項に規定する議会の議決を要する。なお、この場合においては、落札者となったものは本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき、若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

9 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 3 (5) (イ) に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記 5、6 により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。（(1)の提出期限日までの消印有効）

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県土木部監理課 建設業担当
電話 029-301-4334
FAX 029-301-4339

10 建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

11 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
1 に同じ
- (3) 手続における交渉の有無
無
- (4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (5) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 5 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

12 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :
Kazuhiko Oigawa , Governor of Ibaraki Prefecture
- (2) Classification of the services to be procured :
41
- (3) Subject matter of the contract :
Construction Work of ASUNARONOSATO Safety-net mainbuilding.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
16:00 6 February 2023 (submitted by mail : 16:00 6 February 2023)
- (5) Time-limit for the submission of tenders :
16:00 13 March 2023 (tenders submitted by mail : 16:00 13 March 2023)
- (6) Contact point for tender documentation :
Ibaraki Prefectural Government
Department of Public Works

Government Buildings Division

978-6 Kasahara-cho, Mito-si, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL : 029-301-4556

FAX : 029-301-4569

E-mail : eizen@pref.ibaraki.lg.jp